

# 政党助成法施行規則の一部を改正する省令の概要

自治行政局選挙部政党助成室

## 1 改正理由

政党助成法（平成6年法律第5号）において政党交付金の交付を受けた政党等が提出することとされている政党交付金の使途等に関する報告書について、当該報告書への添付が必要な書類を明確化するため、政党助成法施行規則（平成6年自治省令第45号）の報告書様式の規定の整理を行うものである。

## 2 改正内容

政党助成法施行規則別記第8号様式（その7）及び記載要領に、報告書及び支部報告書に併せて提出する文書には政党助成法第35条に規定する宣誓書を含む旨を明記する。

## 3 施行期日

この省令は、公布の日から施行する（令和元年11月28日公布）。

## <補足>

行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は実施しなかった。